



栃木県公報

平成30(2018)年
8月31日(金)
第3017号

目次

告 示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	699
○遊漁規則の変更	699
○道路の区域の変更	708
○道路の供用開始	709

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	709
○落札者等の公示	711
○同	711

告 示

栃木県告示第457号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
栃木市平柳町二丁目伊勢前104番1及び104番2の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

(環境保全課)

栃木県告示第458号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月31日

栃木県知事 福田 富一

- I
 - 1 漁業権者の住所及び名称
芳賀郡茂木町茂木144番地
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
 - 2 漁業権の免許番号
内共第1号、内共第2号及び内共第26号
 - 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則

(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																		
<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">魚 種</th> <th style="width:80%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>本会が定めて公示する解禁日から <u>11月30日</u>までの期間内で本会が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域等)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。<u>ただし、本会が別に定めて公示する場合を除く。</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>魚種</th> <th>漁具及び漁法</th> <th>期間</th> <th>遊 漁 料</th> <th>附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊漁年証</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>10,000円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>溪流魚年証</td> <td>溪流魚</td> <td><u>投網を除く全漁法</u></td> <td><u>1年</u></td> <td><u>7,000円</u></td> <td><u>現場取扱なし</u></td> </tr> <tr> <td>雑魚年証</td> <td>雑魚</td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>5,000円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>投網年証</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>13,000円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>日釣券</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>溪流魚日釣券</td> <td>溪流魚</td> <td><u>投網を除く全漁法</u></td> <td><u>1日</u></td> <td><u>1,500円</u></td> <td><u>500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あゆ	本会が定めて公示する解禁日から <u>11月30日</u> までの期間内で本会が定めて公示する期間	略		略	名称	魚種	漁具及び漁法	期間	遊 漁 料	附加料金	遊漁年証	略	略	略	<u>10,000円</u>	略	溪流魚年証	溪流魚	<u>投網を除く全漁法</u>	<u>1年</u>	<u>7,000円</u>	<u>現場取扱なし</u>	雑魚年証	雑魚	略	略	<u>5,000円</u>	略	投網年証	略	略	略	<u>13,000円</u>	略	略						日釣券	略	略	略	略	略	溪流魚日釣券	溪流魚	<u>投網を除く全漁法</u>	<u>1日</u>	<u>1,500円</u>	<u>500円</u>	<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">魚 種</th> <th style="width:80%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td><u>6月1日から11月10日</u> _____<u>までの期間内で本会が定めて公示する期間</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域等)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>魚種</th> <th>漁具及び漁法</th> <th>期間</th> <th>遊 漁 料</th> <th>附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊漁年証</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>11,500円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>雑魚年証</td> <td>雑魚 <u>甲</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>7,000円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>投網年証</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td><u>14,500円</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>日釣券</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あゆ	<u>6月1日から11月10日</u> _____ <u>までの期間内で本会が定めて公示する期間</u>	略		略	名称	魚種	漁具及び漁法	期間	遊 漁 料	附加料金	遊漁年証	略	略	略	<u>11,500円</u>	略	雑魚年証	雑魚 <u>甲</u>	略	略	<u>7,000円</u>	略	投網年証	略	略	略	<u>14,500円</u>	略	略						日釣券	略	略	略	略	略
魚 種	期 間																																																																																																		
あゆ	本会が定めて公示する解禁日から <u>11月30日</u> までの期間内で本会が定めて公示する期間																																																																																																		
略																																																																																																			
略																																																																																																			
名称	魚種	漁具及び漁法	期間	遊 漁 料	附加料金																																																																																														
遊漁年証	略	略	略	<u>10,000円</u>	略																																																																																														
溪流魚年証	溪流魚	<u>投網を除く全漁法</u>	<u>1年</u>	<u>7,000円</u>	<u>現場取扱なし</u>																																																																																														
雑魚年証	雑魚	略	略	<u>5,000円</u>	略																																																																																														
投網年証	略	略	略	<u>13,000円</u>	略																																																																																														
略																																																																																																			
日釣券	略	略	略	略	略																																																																																														
溪流魚日釣券	溪流魚	<u>投網を除く全漁法</u>	<u>1日</u>	<u>1,500円</u>	<u>500円</u>																																																																																														
魚 種	期 間																																																																																																		
あゆ	<u>6月1日から11月10日</u> _____ <u>までの期間内で本会が定めて公示する期間</u>																																																																																																		
略																																																																																																			
略																																																																																																			
名称	魚種	漁具及び漁法	期間	遊 漁 料	附加料金																																																																																														
遊漁年証	略	略	略	<u>11,500円</u>	略																																																																																														
雑魚年証	雑魚 <u>甲</u>	略	略	<u>7,000円</u>	略																																																																																														
投網年証	略	略	略	<u>14,500円</u>	略																																																																																														
略																																																																																																			
日釣券	略	略	略	略	略																																																																																														

改 正 後

(遊漁料の額及び納付方法)
第7条 遊漁者の遊漁料（消費税を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
年 間 券	全魚種釣券	略	略	略	略	1,600円
	普通釣券	略	略	略	略	1,600円
	雑魚釣券	略	略	略	略	1,600円
	2等遊漁券	略	略	略	略	1,600円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	1,200円
略						
日 釣 券	全魚種釣券	略	略	略	略	1,600円
	普通釣券	略	略	略	略	1,000円
	略					
券	2等遊漁券	略	略	略	略	1,600円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	600円
東 古 屋 湖 特	全魚種日釣券 (A)	略	略	略	略	1,200円
	全魚種日釣券 (B)	略	略	略	略	1,200円
	全魚種午後券	略	略	略	略	1,200円
	全魚種回数券 (10枚綴り)	略	略	略	略	1,200円
	ふな日釣券	略	略	略	略	1,200円

改 正 前

(遊漁料の額及び納付方法)
第7条 遊漁者の遊漁料（消費税を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
年 間 券	全魚種釣券	略	略	略	略	800円
	普通釣券	略	略	略	略	800円
	雑魚釣券	略	略	略	略	800円
	2等遊漁券	略	略	略	略	800円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	600円
略						
日 釣 券	全魚種釣券	略	略	略	略	800円
	普通釣券	略	略	略	略	500円
	略					
券	2等遊漁券	略	略	略	略	800円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	300円
東 古 屋 湖 特	全魚種日釣券 (A)	略	略	略	略	600円
	全魚種日釣券 (B)	略	略	略	略	600円
	全魚種午後券	略	略	略	略	600円
	全魚種回数券 (10枚綴り)	略	略	略	略	600円
	ふな日釣券	略	略	略	略	600円

別	ふな回数券 (10枚綴り)	略	略	略	略	略	1,200円
場	学生日釣券 (A)	略	略	略	略	略	1,200円
券	学生日釣券 (B)	略	略	略	略	略	1,200円

別	ふな回数券 (10枚綴り)	略	略	略	略	略	600円
場	学生日釣券 (A)	略	略	略	略	略	600円
券	学生日釣券 (B)	略	略	略	略	略	600円

注 1～5 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
障害者（ 身体障害者手帳、 療育手帳又は精神障害 者保健福祉手帳を提示 した者に限る。）	略
略	

3・4 略

注 1～5 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
肢体不自由者（7級以上の身体障害者手帳を提示した者で、遊漁に支障ある者に限る。）	略
略	

3・4 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30 (2018) 年 8 月 31 日

III

1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地 6 番地 7
栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号及び内共第 15 号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号及び内共第 15 号第 5 種共同漁業権遊漁規則（平成 26 年栃木県告示第 32 号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(遊漁料の額及び納付方法) 第 7 条 遊漁者の遊漁料（消費税を含む。）は次の表のとおりとする。							(遊漁料の額及び納付方法) 第 7 条 遊漁者の遊漁料（消費税を含む。）は次の表のとおりとする。						
種 別	魚 種	漁具 及び 漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金	種 別	魚 種	漁具 及び 漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
	全魚種	略	略	略	略	1,600円		全魚種	略	略	略	略	800円

年 間 券	釣券						
	普通釣券	略	略	略	略	略	1,600円
	雑魚釣券	略	略	略	略	略	1,600円
	2等遊漁券	略	略	略	略	略	1,600円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	略	1,200円
	略						
日 釣 券	全魚種釣券	略	略	略	略	略	1,600円
	普通釣券	略	略	略	略	略	1,000円
	略						
	2等遊漁券	略	略	略	略	略	1,600円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	略	600円
	大谷川特別漁場券	略	略	略	略	略	1,000円
学生大谷川特別漁場券	略	略	略	略	略	1,000円	

年 間 券	釣券						
	普通釣券	略	略	略	略	略	800円
	雑魚釣券	略	略	略	略	略	800円
	2等遊漁券	略	略	略	略	略	800円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	略	600円
	略						
日 釣 券	全魚種釣券	略	略	略	略	略	800円
	普通釣券	略	略	略	略	略	500円
	略						
	2等遊漁券	略	略	略	略	略	800円
	学生全魚種釣券	略	略	略	略	略	300円
	大谷川特別漁場券	略	略	略	略	略	500円
学生大谷川特別漁場券	略	略	略	略	略	500円	

注1～5 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
障害者（ 身体障害者手帳、 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	略

3・4 略

注1～5 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
肢体不自由者（7級以上の身体障害者手帳を提示した者で、遊漁に支障ある者に限る。）	略

3・4 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30 (2018) 年 8月31日

IV

1 漁業権者の住所及び名称
日光市藤原1103- 6

- おじか・きぬ漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号及び内共第11号
- 3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																						
<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">魚種</th> <th style="width: 80%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">_____ 組合が定めて公示する 期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種別</th> <th style="width: 10%;">魚種</th> <th style="width: 5%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 5%;">区域</th> <th style="width: 5%;">期間</th> <th style="width: 5%;">遊漁料</th> <th style="width: 15%;">附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">年間券</td> <td style="text-align: center;">全魚種</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑魚</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1・2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒、女性、70歳以上の者及び障害者_____(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	魚種	期間	あゆ	_____ 組合が定めて公示する 期間	略		種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	年間券	全魚種	略					あゆ	略	略	略	略	2,000円	雑魚	略	略	略	略	1,500円	略							未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略	高等学校生徒、女性、70歳以上の者及び障害者_____(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	略	<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">魚種</th> <th style="width: 80%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">7月第1日曜日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">種別</th> <th style="width: 10%;">魚種</th> <th style="width: 5%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 5%;">区域</th> <th style="width: 5%;">期間</th> <th style="width: 5%;">遊漁料</th> <th style="width: 15%;">附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">年間券</td> <td style="text-align: center;">全魚種</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑魚</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1・2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒_____, 70歳以上の者及び肢体不自由者(身体障害者手帳_____)を提示した者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	魚種	期間	あゆ	7月第1日曜日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間	略		種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	年間券	全魚種	略					あゆ	略	略	略	略	500円	雑魚	略	略	略	略	400円	略							未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略	高等学校生徒_____, 70歳以上の者及び肢体不自由者(身体障害者手帳_____)を提示した者に限る。)	略
魚種	期間																																																																																						
あゆ	_____ 組合が定めて公示する 期間																																																																																						
略																																																																																							
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金																																																																																	
年間券	全魚種	略																																																																																					
	あゆ	略	略	略	略	2,000円																																																																																	
	雑魚	略	略	略	略	1,500円																																																																																	
略																																																																																							
未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略																																																																																						
高等学校生徒、女性、70歳以上の者及び障害者_____(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	略																																																																																						
魚種	期間																																																																																						
あゆ	7月第1日曜日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間																																																																																						
略																																																																																							
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金																																																																																	
年間券	全魚種	略																																																																																					
	あゆ	略	略	略	略	500円																																																																																	
	雑魚	略	略	略	略	400円																																																																																	
略																																																																																							
未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略																																																																																						
高等学校生徒_____, 70歳以上の者及び肢体不自由者(身体障害者手帳_____)を提示した者に限る。)	略																																																																																						

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30(2018)年8月31日

V

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市川俣821番地
川俣湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(禁止区域等)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 域</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7 手白沢合流点から上流の新助沢全域</td> <td style="text-align: center;">同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 域	期 間	略		6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	略	7 手白沢合流点から上流の新助沢全域	同上	<p>(禁止区域等)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 域</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 域	期 間	略		6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	略
区 域	期 間														
略															
6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	略														
7 手白沢合流点から上流の新助沢全域	同上														
区 域	期 間														
略															
6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	略														

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30 (2018) 年 8 月 31 日

VI

- 1 漁業権者の住所及び名称
小山市大字立木1478番地 6
栃木県下都賀漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第16号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">遊 漁 料</th> <th style="width: 15%;">附加料金</th> <th style="width: 10%;">漁具及 び漁法</th> <th style="width: 10%;">魚 種</th> <th style="width: 10%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	遊 漁 料	附加料金	漁具及 び漁法	魚 種	区 域	略						<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">遊 漁 料</th> <th style="width: 15%;">附加料金</th> <th style="width: 10%;">漁具及 び漁法</th> <th style="width: 10%;">魚 種</th> <th style="width: 10%;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	遊 漁 料	附加料金	漁具及 び漁法	魚 種	区 域	略					
種 別	遊 漁 料	附加料金	漁具及 び漁法	魚 種	区 域																				
略																									
種 別	遊 漁 料	附加料金	漁具及 び漁法	魚 種	区 域																				
略																									

日釣券	500円	500円	略	略	略
略					

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	略

3 略

日釣券	400円	100円	略	略	略
略					

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）	略

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30（2018）年8月31日

Ⅶ

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市口栗野704番地
小倉川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第18号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

小倉川漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(遊漁料の額及び納付方法)					(遊漁料の額及び納付方法)				
第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。					第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。				
魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金	魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	略	1年	略	-	全魚種	略	1年	略	<u>1,000円</u>
		1日	略	<u>2,500円</u>			1日	略	<u>700円</u>
あゆ類	略	1年	略	-	あゆ類	略	1年	略	<u>1,000円</u>
溪流魚	略	1年	略	-	溪流魚	略	1年	略	<u>1,000円</u>
		1日	略	<u>1,800円</u>			1日	略	<u>500円</u>
雑魚	略	1年	略	-	雑魚	略	1年	略	<u>1,000円</u>
		1日	略	<u>800円</u>			1日	略	-
全魚種2等	略	1月	略	-	全魚種2等	略	1月	略	<u>1,000円</u>

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ

る者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
障害者（ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	略

3 略

る者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳 を提示した者に限る。）	略

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成30 (2018) 年 8 月 31 日

(農村振興課)

栃木県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 8 月 31 日から同年10月 1 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 8 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1	前	芳賀郡茂木町大字深沢1146-1 から 芳賀郡茂木町大字飯2040-6 まで	9.4 ~ 20.8	805.0	
	後	芳賀郡茂木町大字深沢1146-1 から 芳賀郡茂木町大字飯2040-6 まで	11.9 ~ 29.0	805.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 萩島白鳥線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
173	前	小山市大字間中165-1 から 小山市大字網戸62まで	7.5 ~ 15.8	169.5	
	後A	小山市大字間中165-1 から 小山市大字網戸62まで	7.5 ~ 15.8	169.5	
	後B	小山市大字間中165-1 から 小山市大字網戸62まで	10.1 ~ 16.5	206.5	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 栗山今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
245	前	日光市小百字小休戸2595-2 から 日光市小百字小休戸2595-2 まで	11.3～15.0	17.6	
	後	日光市小百字小休戸2595-2 から 日光市小百字小休戸2595-2 まで	14.1～19.5	17.6	

栃木県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年8月31日から同年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年8月31日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
62	一 般 県 道 石 末 真 岡 線	芳賀郡芳賀町大字西高橋2610-5 から 芳賀郡芳賀町大字西高橋2633まで	平成30（2018）年 8月31日
245	一 般 県 道 栗 山 今 市 線	日光市小百字小休戸2595-2 から 日光市小百字小休戸2595-2 まで	平成30（2018）年 8月31日

(道路保全課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30（2018）年8月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 捜査員用パーソナルコンピュータ機器 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成31（2019）年3月1日から平成37（2025）年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成30（2018）年9月26日から同月27日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110 (内線2246)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成30 (2018) 年 8月31日から同年 9月19日までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9時から午後 5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30 (2018) 年 9月26日午後 5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成30 (2018) 年 9月27日午前10時 栃木県警察本部庁舎 2階第 2会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30 (2018) 年 8月31日から同年 9月19日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9時から午後 5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成30 (2018) 年 9月25日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、警察本部警務部会計課で交付する捜査員用パーソナルコンピュータ機器仕様書に基づき作成した仕様書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する捜査員用パーソナルコンピュータ機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成 7年栃木県規則第12号) 第156条第 3号から第 7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatuses for Personal Computers for investigator.

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m. September 26, 2018

(3) Information is available at:

Treasurer Section,
Accounting Division,

Department of Police Administration,
Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL. 028-621-0110(extension2246)

(警察本部警務部会計課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月31日

栃木県知事 福田 富一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①捜査用車(1,800cc級セダン型無線車) 24台 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年7月13日 ⑤日産プリンス栃木販売株式会社 栃木県宇都宮市西原町530 ⑥38,465,280円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年5月29日 ⑨最低価格
- ①新情報ネットワークシステム機器 一式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成30(2018)年7月13日 ⑤株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥140,940,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年5月25日 ⑨最低価格
- ①仮想デスクトップ用ソフトウェア等調達 一式 ②栃木県経営管理部情報システム課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年7月6日 ⑤株式会社大塚商会宇都宮支店 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-11 ⑥62,688,764円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第2号
- ①多目的作業車 1台 ②栃木県会計局会計管理課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年8月3日 ⑤陽南自動車株式会社 栃木県宇都宮市不動前4-1-14 ⑥37,584,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年6月19日 ⑨最低価格
- ①除雪トラック 1台 ②栃木県会計局会計管理課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年8月3日 ⑤昭和車輛株式会社 栃木県宇都宮市上大曾町348-1 ⑥36,180,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年6月19日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月31日

栃木県下水道管理事務所長 橋本 優

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第5回目 購入見込数量217kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成30(2018)年7月19日 ⑤株式会社東武エナジーサポート 東京都墨田区向島1-33-9 ⑥74.736円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年1月16日 ⑨最低価格

(会計局会計管理課)